

第5期嬉野市農業委員会
第28回定例総会議事録

令和2年11月4日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第28回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	馬場下関東一 賃借権	R2.11.4	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~7	五町田流海 外15筆 賃借権・使用貸借権	R2.11.4	承認
	嬉1~4	下宿大久保 外10筆 使用貸借権・賃借権	R2.11.4	承認
	市1~3	五町田前牟田 賃借権(農地中間管理機構)	R2.11.4	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	岩屋川内碓石 交換	R2.11.4	許可
	2	岩屋川内加杭 交換	R2.11.4	許可
	3	久間丹生野 売買	R2.11.4	許可
	4	不動山垣内 外19筆 売買	R2.11.4	許可
	5	下宿二本栗 交換	R2.11.4	許可
	6	久間後山 売買	R2.11.4	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	大草野五代 外9筆 植林	R2.11.4	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	吉田上羽口 外3筆 太陽光発電設備設置	R2.11.4	承認
	2	下宿第七区画整理 外1筆 建売分譲住宅	R2.11.4	承認
	3	下宿三本松 宅地分譲(三区画)	R2.11.4	承認
	4	不動山上峠 太陽光発電設備設置	R2.11.4	承認
	5	岩屋川内野原 太陽光発電設備設置	R2.11.4	承認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	吉田岩倍 一般住宅及び資材置場	R2.11.4	承認

第5期嬉野市農業委員会第28回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年11月 4日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎3-2会議室
- 3 開会日時 開会 11月4日 午後2時10分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 11月4日 午後3時 2分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	議事録署名
4	西田 昭義	欠		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出	憲章朗読	12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	事前審査班長				

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
主 事	三根 拓己	農業政策課主任	納富 作男

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から7番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表2ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番まで、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から4番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から4番についてです。

貸し手人は 湯野田の ○○○○ 様 外3名様、

借り手人は 同じく湯野田の ○○○○ 様 外3名様です。

所在地は、大字下宿 大久保 ○○○番 外10筆、

地目は田と畑、面積は田の合計が3,801㎡、

畑の合計は1,438㎡、田畑合計で5,239㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から4番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表3ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

議長

整理番号1番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分整理番号1番です。

貸し手人は 五町田第4の ○○○○ 様 、

委員 金銭的なものは無いということですかね。

事務局 はい。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番と2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番と2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。 売買による所有権の移転です。

譲渡人は 大牟田の ○○○○ 様、

譲受人は 堤ノ上の ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 丹生野 ○○○番○

地目は畑、面積は987㎡です。

譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大です。

売買価格は、反当たり101,317円、全体で100,000円です。

図面は9ページから10ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 続きまして、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。 売買による所有権の移転です。

譲渡人は 鍋野の ○○○○ 様、

譲受人は 丹生川の ○○○○ 様、

所在地は、議案書4ページの別紙①をご覧ください。

大字不動山 垣内 ○○○番○、外19筆

地目はすべて畑、面積の合計は6,556㎡です。

譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大です。

売買価格は、反当たり15,253円、全体で100,000円です。
図面は11ページから12ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 続きまして、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番です。 交換による所有権の移転です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく下宿の ○○○○ 様、

所在地は、大字下宿 二本栗 ○○○番○

地目は畑、面積は1,080㎡です。

譲渡理由は自作地相互の交換、譲受理由は経営規模拡大です。

無償交換です。今月は交換分は提出されていませんが、後に交換分の申請がある予定です。無償交換となります。

図面は13ページから14ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号5番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 続きまして、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番です。 売買による所有権の移転です。

譲渡人は 光武の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく光武の ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 後山 ○○○番

地目は田、面積は1,143㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大です。

売買価格は、反当たり262,467円、全体で300,000円です。

9月の台風などで岸の方に水路のようなものをいけてもらうよう検討して頂けたらと思います。よろしくお願ひします。水路が無いためにです。

地域担当 中央に素掘りのような感じであり、水が集中して崩れたのでは無いかと推測され、対策を講じてもらいたいと話しております。図面の方で、手前の方の道に水路がありまして、そちらに来るようにお願ひしているところです。A案とB案を向こうから投げかけられているのですか。

事務局 議案を通すために提案されたものです。真ん中に寄せるようなことはせず、今の水路の方に向かうように考えてあります。

事務局 崩れた部分の土砂を一度撤去して補強してくださいとお話して、ここで検討頂きたいとのことでした。

委員 B案がよいのではと考えるが。

事務局 一応委員会で決定され、現場状況により工法が変更となった場合、再度農業委員会の立会の上協議するとなっております。補強をされ確認した後、太陽光パネルを設置するような話をしております。また、下の地権者には同意を頂いており話し合いながら施工すると言われてます。

委員 補強はB案が強いのではと考えるが、5条であるため、崩れたらどっちにしても施工しなければいけないことだから、農業委員会としてはB案でいいのでは。

議長 今後の課題ですが、地下浸透がどのくらいまでが適用できるとかが今後、考えていく必要がある。

委員 地下浸透がどのくらいまでは難しいと思うが。

議長 農業委員会としてはB案としますが、地元委員さんで確認して頂けますようお願いいたします。

委員 条件付きでとのこと許可することになりますね。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

譲渡人は 温泉3区の ○○○○ 様、

譲受人は 東京都の 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○ 外1筆

地目は2筆とも畑、面積の合計は401㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は休耕地であり、建売住宅（3棟）の用地として、転用したい
ということです。

東は道路、西は道路・畑、南は畑、北は道路 です。

売買価格は、反当たり36,299,252円、

全体で14,556,000円です。

図面は24ページと25ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

山口智佐代委員、地域担当委員及び班長としての説明、事前審査結果報告を
お願いします。

地域担当・班長

近くには、新幹線駅、商店等便利な土地であります。区画整理地域内であり、
戸別に下水を接続される予定であります。7月8月にも隣接地が申請されてお
り問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○様です。

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番、 地目は畑、

面積は1,041㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は宅地分譲（三区画）です。

事由は、当社は不動産業及び建設業を行っており、宅地分譲（3区画）の用地
として転用したい ということです。

東・西は宅地、南は道路、北は畑・宅地 です。

売買価格は 反当たり24,015,370円、

全体で25,000,000円です。

図面は26ページと27ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 地元の伊藤推進委員がいらっしゃられていますのでよろしくお願ひします。
地元委員 ここは、区画整理地内であり下水も接続されており、問題ないと思ひます。
議 長 山口智佐代委員、班長としての報告をお願ひします。
班 長 伊藤推進委員が言われたように、問題ないと思ひます。
議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願ひします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。
.....

議 長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号4番です。
譲渡人は 俵坂の ○○○○ 様、
譲受人は 佐賀市の 株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字不動山 ^{かみとうげ} 上峠 ○○○番○

地目は畑、 面積は、1, 788㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は休耕地であり、高齢で今後耕作の見込みもなく、周辺農地
への影響もないため太陽光発電設備 として転用したい ということです。

東は田、 西は畑、 南は原野、 北は山林 です。

売買価格は、反当たり272, 891円、全体で487, 930円です。

図面は28ページと29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 山口智佐代委員、地域担当委員及び班長としての説明、事前結果報告をお願
ひします。

班 長 国道34号の長崎県との境にあるホテルの上になります。譲渡人は高齢者であ
り施設に入っておられます。後継者も亡くなられて5年以上耕作放置されている
状態であり、ホテルの裏に水路があり問題ないと思ひます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願ひします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。
.....

